

農薬散布にドローンを！！

大郷町ではドローンを使って農薬散布を実施した町内の農業者に対し、その費用の一部を補助します。

対 象 者： 大郷町内に住所を有する耕作者
（個人、生産組織を含む）
対象農作物： 対象者が大郷町内で耕作している
主食用水稻及び大豆
対 象 事 業： 農薬散布を1ha以上行う事業
補 助 金 額： 10aあたり500円

※制度やその他条件・手続きの詳細は、下記へお問合せください。

ドローンで農薬散布を行うために

航空法

国土交通省の承認が必要となる飛行形態「危険物輸送」「物件投下」に該当します。

→→→必ず事前に承認を得てください。



農薬取締法

使用方法を遵守し、ドリフトが起こらないよう注意が必要です。

→→→「空中散布ガイドライン」を確認、散布計画を立ててください。

参考HP

農林水産省 ドローン

検索